

監 査 報 告 書

2026 年 6 月 9 日

学校法人 北星学園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 北星学園

監 事

監 事

監 事

私たちは、私立学校法第 52 条第 1 項に基づく監査報告を行うため、学校法人北星学園寄附行為第 28 条第 1 項の規定に従い、学校法人北星学園の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の、業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法について

(1) 業務について

私たちは、監査にあたり理事会及び評議員会等の重要な会議への出席、常務理事及び事務局等からの業務執行状況に関する聴取及び重要な会議記録・決裁書類等を閲覧するとともに、必要と思われる監査手続きを実施し、業務遂行の妥当性を調査・検討いたしました。

(2) 財産状況について

ア 会計監査人の会計監査の相当性を確認するうえで、独立の立場が維持され、かつ、適正な監査を実施しているかについて、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。特に、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（2021 年 11 月 16 日改訂 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知（私立学校法施行規則第 37 条）を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人からの会計監査の方法及び結果に関する報告・説明を受け、会計監査報告の相当性を検討いたしました。

イ 計算書類等の内容を確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。また、学園の財政に関する基本事項について審議する学園財務委員会に陪席し、寄付金募集・資産運用状況等の報告を受けるとともに、予算編成及び決算の状況を確認いたしました。

2. 監査結果について

(1) 業務について

学校法人北星学園の業務に関する決定及び執行は適正な手続きを経て行われており、理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すべき、業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

(2) 財産状況について

ア 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

イ 計算書類等は、学校法人会計基準に準拠しており、学校法人北星学園の収支、財政及び財産状況を適正かつ正確に示しているものと認めます。

以 上